

ボートレース大村ホームページ映像利用規約

第1条 (目的)

この規約は、大村市ボートレース企業局（以下、「ボートレース大村」という。）が管理運営するボートレース大村ホームページで提供している映像について、適正に利用するため定めるものである。

第2条 (定義)

この規約で映像とは、ボートレース大村ホームページで提供している、ボートレース大村公式レースライブ、レースリプレイ及びネットライブ放送をいう。

第3条 (利用許可の申請)

映像を利用しようとする者は、本規約に同意し、ボートレース大村ホームページ映像利用許可申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

第4条 (許可)

ボートレース大村は、前条の申請を受け、利用目的等を適正と認めたときはボートレース大村ホームページ映像利用許可証（様式第2号）を交付する。

第5条 (web 申請)

第3条に規定する申請については、ボートレース大村が指定する URL により web 申請することができる。

第6条 (映像の利用)

- 1 映像の利用期間は許可を受けた日からその年度の3月31日までとする。ただし、ボートレース大村が利用について適切であると判断した場合は、その期間を年度ごとに自動更新することができる。
- 2 映像を利用する者は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。
 - (1) 公序良俗に反する内容に利用しないこと。
 - (2) 選手、レース場等を誹謗中傷しないこと。

第7条 (報告)

映像を利用した者は、利用した動画サイトの URL を随時ボートレース大村に報告しなければならない。

第8条 （許可の取消し）

- 1 ボートレース大村は、利用者がこの規約に違反したときなど不適切と判断した場合は、利用許可を取消すこととする。利用者は、直ちに映像の利用を停止するとともに、動画を削除すること。
- 2 前項の利用許可の取消しにより利用者が損害を受けることがあっても、ボートレース大村はその責めを負わない。

第9条 （本規約の改廃）

ボートレース大村は本規約の一部又は全部を予告なく変更又は廃止することができるものとし、利用者はこれらの変更又は廃止について、全て了承するものとする。

第10条 （その他）

第1条から第9条までに記載のない事項で問題が生じた場合は、ボートレース大村が決定権を有するものとし、利用者は全て従うこと。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。